

2021年（令和3年）12月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

施設の維持管理に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2021年（令和3年）11月19日付けで諮問（第1102号）された施設の維持管理に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性については、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより、認められない。
- (4) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについては、判断をする必要がない。
- (5) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供

することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市のごみ収集業務は、ごみの減量・資源化を目指し、資源収集品目の拡大への対応や収集効率の向上を図るため、平成11年度以降、環境事業センターとして南部収集事務所及び北部収集事務所の二拠点で行っているが、その後の戸別収集化等、収集体制の変化に伴い、現在では委託割合が50%を超え、二拠点を持つ必要性が薄れているとともに、北部収集事務所については、竣工以来、既に40年以上が経過し、老朽化が著しいことから、改築し、併せて南部収集事務所を廃止・統合して、新たな環境事業センター（以下「本施設」という。）として一元化することとなった。

一元化により、本施設は、ごみ収集車やダンプ車両等80台前後の車両保管施設となり、被災時においては、避難所から出るごみや救急活動を妨げる道路上の災害ごみ等の収集拠点施設として業務を継続する必要があることから、車両や自家発電設備のための燃料貯蔵設備を設置するなど、非常時でも業務が継続できる施設とする計画である。また、藤沢市公共施設再整備基本方針に基づき、近接する市立石川小学校の児童クラブを複合施設として再整備を図るものである。

保安管理については、工業専用地域という立地上、特に夜間についてはひと気がないことから、これまでの北部収集事務所では、車上荒らしや燃料の抜き取り、自動販売機内の現金の盗難が発生しており、機械警備とともに実際には映像を映すことができないダミー防犯カメラを設置することで犯罪抑止を図ってきた。

本施設では、施設の管理運営上、土曜・日曜及び夜間等時間外で使用しない時間帯は、機械警備によるセキュリティ対策を計画しているが、危険物となる燃料貯蔵設備が設置され、保有する車両台数も現在の約二倍となり、敷地内には児童クラブの新設も計画していることから、防犯カメラを設置し、画像を記録することや防犯カメラの設置を周知することで本施設への不法侵入を抑制し、施設管理・財産保全を図るとともに、職員や児童クラブ関係者、近隣企業及び近隣在住者・歩行者等の安全管理を高める効果が期待できると考える。

以上のことから、個人情報をも本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、また、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会について、本施設内で発生した窃盗、器物損壊又は建造物損壊、放火の捜査に限り、個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略ができるものとする包括的な取扱いについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

なお、複合化施設として建築する児童クラブの施設内には、防犯カメラを設置する計画はない。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ録画の目的は、本施設での窃盗や器物損壊等を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集する必要がある。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、撮影対象区域には不特定多数の者が立ち入るため、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本件にかかわる本人通知を省略するものである。

なお、防犯カメラ設置場所周辺で見やすい場所に、防犯カメラを設置し、録画している旨、及び当該カメラの管理者を表示する。また、犯罪捜査のため画像の目的外提供があり得る旨も表示する。

(4) 個人情報を目的外に提供することについて

犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会を受けた場合、個人情報の目的外提供についてのガイドラインに基づく運用を行う。なお、防犯カメラ画像データの提供記録については、5年間保存する。

ア 個人情報を目的外に提供する必要性

事件の早期解決につながる代替手段がない場合であり、本施設で発生した窃盗、器物損壊又は建造物損壊、放火に限り、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続を経ることなく、個人情報の目的外提供についてのガイドラインに基づき、個人情報を目的外に提供することができるものとする包括的な取扱いをする必要がある。

イ 目的外の提供先

司法警察員として職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ（必要最低限の範囲に限る。）

(5) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

目的外に提供する個人情報は、防犯カメラによる画像であり、当該画像で個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本人通知は省略する。

また、本人が特定できた場合においては、本人通知をすることにより、当該捜査の遂行に支障が生じるおそれがある旨を捜査機関に確認できた場合に限り、本人通知を省略する。

(6) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

防犯カメラの画像保存については、データの蓄積容量も多く、長期的に使用しても画像が劣化せず、必要な部分の画像データの取り出しも容易なハードディスクを採用するため、コンピュータ処理を行う必要がある。

イ コンピュータ処理を行う個人情報

防犯カメラ画像データ

なお、撮影範囲は敷地内であり、近隣の建物及び歩行者等が画像に映り込む場合は、マスキング等の画像処理を施す。

ウ システムの機器構成

(ア) 防犯カメラ

a 株式会社 J C V ケンウッド・公共産業システム製 V N - H 2 6 8 V P R

2 台

b 株式会社 J C V ケンウッド・公共産業システム製 V N - H 1 6 8 W P R

1 台

(イ) ビデオレコーダー

株式会社 J C V ケンウッド・公共産業システム製 V R - X 5 1 0 0

1 台

エ 安全対策及び日常的な処理体制

(ア) 防犯カメラは、施設壁面に金具で固定する。

(イ) 防犯カメラ本体にデータは保存せず、有線ケーブルで直接録画機器と接続するため、ネットワークへの接続は行わない。

(ウ) 録画機器は、2階事務室に配置し、固定することで持ち出しを防止する。

(エ) 操作を行う際は、パスワードを設定することで、防犯カメラ管理責任者及び管理取扱者以外が利用することができないよう利用者を制限する。

(オ) 設置機器は、保存期間である 10 日間を超えない期間分の画像データをハードディスクに保存し、順次上書きがされるよう設定し管理する。

(7) 実施時期 (予定)

2023年(令和5年)3月

(8) 添付書類

ア 案内図

イ 工事概要・配置図

ウ 撮影範囲(案)

エ 設置機種(案)

オ 藤沢市公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する指針

カ 藤沢市環境事業センター防犯カメラ運用基準(案)

キ 個人情報の目的外提供についてのガイドライン(案)

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(5)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性について、次のように述べている。

防犯カメラ画像データ録画の目的は、本施設での窃盗や器物損壊等を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、撮影対象区域には不特定多数の者が立ち入るため、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本件にかかわる本人通知を省略するものである。なお、防犯カメラ設置場所周辺で見やすい場所に、防犯カメラを設置し、録画している旨、及び当該カメラの管理者を表示する。また、犯罪捜査のため画像の目的外提供があり得る旨も表示する。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に提供する必要性について、次のように述べている。

犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会を受けた場合、事件の早期解決につながる代替手段がない場合であり、本施設で発生した窃盗、器物損壊又は建造物損壊、放火に限り、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問の経路を経ることなく、個人情報の目的外提供についてのガイドラインに基づき、個人情報を目的外に提供することができるものとする包括的な取扱いをする必要がある。

しかしながら、現時点において、施設における窃盗、器物損壊又は建造物損壊、放火の発生の実績が多くなく、今後、事案が多く発生するかは明確ではない。

よって、本件目的外提供の包括的な取扱いについては認められない。

(4) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

(3)に述べたとおり、個人情報を目的外に提供する必要性について認められ

ないことから、目的外に提供することに伴う本人通知の省略については、判断を必要がない。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

防犯カメラの画像保存については、データの蓄積容量も多く、長期的に使用しても画像が劣化せず、必要な部分の画像データの取り出しも容易なハードディスクを採用するため、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講ずるとしている。

(ア) 防犯カメラは、施設壁面に金具で固定する。

(イ) 防犯カメラ本体にデータは保存せず、有線ケーブルで直接録画機器と接続するため、ネットワークへの接続は行わない。

(ウ) 録画機器は、2階事務室に配置し、固定することで持ち出しを防止する。

(エ) 操作を行う際は、パスワードを設定することで、防犯カメラ管理責任者及び管理取扱者以外が利用することができないよう利用者を制限する。

(オ) 設置機器は、保存期間である10日間を超えない期間分の画像データをハードディスクに保存し、順次上書きがされるよう設定し管理する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上